

平成28年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年6月22日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年6月22日 午前8時56分 委員長宣告

4. 審査事項

議案第45号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

報告事項

1. キッズクラブの現状と夏季休暇対応について
2. (仮)可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設について
3. 在宅医療・介護等地域資源マップについて

協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて
2. 次期議会への引き継ぎについて

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川上文浩	委員	出口忠雄
委員	田原理香		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	西田清美	教育委員会事務局長	長瀬治義
健康福祉部参事	井上さよ子	こども課長	高井美樹
子育て拠点準備室長	肥田光久	高齢福祉課長	伊左次敏宏
教育総務課長	細野雅央	文化財課長兼 郷土歴史館長	川合俊
福祉課長	大澤勇雄	社会福祉協議会 事務局長	足立良明

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	服部賢介	議会事務局 書記	村田陽子
-------------	------	-------------	------

○委員長（板津博之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

まず、4月に人事異動がありましたので、教育福祉委員と異動のありました部課長の皆さんに順次自己紹介をしていただきたいと思います。

では、まず委員長の私から自己紹介をさせていただきます。

委員長の板津でございます。残り8月までですので余り時間はございませんけれども、また一つよろしく願いをいたします。

では副委員長、お願いいたします。

○副委員長（山田喜弘君） 副委員長の山田です。よろしくお願いいたします。

○委員（亀谷 光君） 亀谷です。よろしくお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 富田です。よろしくお願いいたします。

○委員（川上文浩君） 川上です。お願いします。

○委員（田原理香君） 田原です。よろしくお願いいたします。

○委員（出口忠雄君） 出口です。よろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） それでは、執行部のほう、よろしく。

かわった方だけで結構です。

○教育委員会事務局長（長瀬治義君） 4月から教育委員会事務局長を仰せつかっております長瀬です。

それから事務局のほう2名、課長職に異動がありましたので、自己紹介いたします。

○教育総務課長（細野雅央君） おはようございます。教育総務課長の細野でございます。よろしくお願いいたします。

○文化財課長兼郷土歴史館長（川合 俊君） 文化財課長兼郷土歴史館長の川合でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（大澤勇雄君） 福祉課長を拝命いたしました大澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉協議会事務局長（足立良明君） 社会福祉協議会事務局長を仰せつかりました足立でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（板津博之君） 以上ですね。

それでは、ここで暫時休憩します。

これより先は関係部課長のみ残っていただき、それ以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでございました。

○委員長（板津博之君） 会議を再開いたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第45号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、執行部の方に申し上げますが、答弁するには手を挙げて、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○子ども課長（高井美樹君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは資料番号1、会議案の47ページをお開きください。

あと、お手元に本日資料を1つ、図解の資料をお手元のほうに配付しております。

この2つで少し御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、平成26年12月議会にて御承認いただきまして、全体が48条という大変大きな、条項の多い条例でございます。これは厚生労働省令に基づく条例でございます。先般平成28年3月も改正をお願いしておりますけれども、この条例については頻りに改正が出てくるという条例でございます。

それでは今回、この条例の改正の趣旨につきましては、簡単に言いますと建築基準法施行令の改正に伴って家庭的保育事業のうちの小規模保育事業所A型、B型、事業所内保育事業所の設備に関する基準が改正されるというものでございます。

今改正は、設備の基準に関しまして、こちらの47ページの一番改正後の左手のところに4階以上の階というふうに書いてございますけれども、それとその横に避難用と書いてあります。4階以上にある保育室の避難用階段に関する部分について該当となる、下段の線が引いてある部分になりますけれども、この別表の一部の部分を改正するというところでございます。裏面にわたりますけれども、この部分が改正になったというものです。

これは内容を見ましても、なかなか、専門外というわけではないんですけど、ちょっと難しいので、こちらの資料1のほうで少し、どういったものがどういったものであるかということを御説明したいと思います。

まず資料1の右下に、ビルが4階以下とか、5階とか、15階以上と書いてございますけれども、まず避難階段を必要とするというのが、階段設置基準の真ん中のところにあります5階以上14階以下の建物というものでございます。それから特別避難階段というのは、さらに高層となる、一番右手でございます15階以上の建物には必要な施設ということ。要するに、避難をするための階段ということで、高層階になると全く別途1つ設けなきゃいけないというものでございます。

この5階から14階というのは、この可児市役所でもそうですけれども、例えば一番東棟の向こう側へ行くとあれが避難階段の一つということになりますので、少しイメージをそうや

って持っていたいただければよろしいかと思えます。

続いて、この2つの階段が今回の建築基準法のどれに当たるかということをお説明いたしますと、図面左下に避難階段と書いてあるものの部分につきましては、これが建築基準法施行令第123条第1項関係のことを避難階段といいます。特別避難階段というのは、その右手でございます第123条の第3項関係で基準が定められておまして、その一部が改正されたというものでございます。

議案書の47ページをごらんいただいて、改正前のほうの線が引いてあるところをごらんいただくと、外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備を有するというところまでの部分が、これは改正前、改正後を見比べますと、削除されているというものでございます。

それがどういったものかといいますと、こちらの資料1の特別避難階段のところの真ん中の一番下に屋外と書いてあって、外気に向かってあけることのできる窓と書いてあります。こういったもののことをここでは示しているわけでございますが、これが削除をされたということでございます。

なぜかと言いますと、これは建築基準法の物の本とか、いろいろ聞きながら、あと厚生労働省からも参考で来た資料を見ますと、昨今の排煙技術の発展により排煙方式が多様化していることを踏まえて、この特別避難階段については外向きの窓、この図面の一番下のこの部分がなくても、国土交通大臣が定めた構造方法等による排煙設備を設置すればいいよという改正であるということでございます。

これに伴って、ここにある附室という、この部屋については今まで規定がなかったんですけども、この部分を耐火構造にかわりにしなさいよということで、要するに完全に耐火構造で、この屋内のそこから火が来ても、この階段室と階段室の手前の部屋は守られるというような考え方です。要するに、全く閉じられたところに煙が入っていかないというものについて、排煙技術が上がったので、外向きの窓は特に必要ないですよというのが今回の建築基準法施行令の改正だということでございます。

ところが、この建築基準法の今回の改正につきましては特別避難階段とかそういった部分になるので、この15階以上の部分ということになるわけなんですけれども、条例のこちらのほうの、先ほど申し上げました47ページの4階以上の階というふうに条例の別表がなっておりますので、もともと条例で、保育室を4階以上に設ける場合については避難用として屋内階段等を設置することになっていると。よって、4階以上に保育室を設ける場合は、その階の部分まで、例えば4階にあれば4階までの部分について避難用の屋内階段としては、今申し上げましたような国土交通大臣が定めた構造方法とか排煙設備を設置する必要があるということになったということでございます。

あとは48ページの第3号とか4号とか15号については、いわゆる条ずれではないですけど、改正に伴う号がずれたことによる改正であるというところでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより議案第45号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 可児市としては、そんな高いところに保育室は設けられないだろうと

今のところ思うので、この条文はわかった上でちょっとお聞きをするんですが、例えば、大体そんな2階以上に小規模保育所ができるなんていうことは、ちょっとどうかなというふう
に思うんですけど、4階なんかにあったときにどのように避難せいという指示になっている
のか、ちょっと教えていただきたい。ゼロ歳から2歳までですよ、これ、子供たちが。だ
から、避難階段とか、どうやって連れて避難せいということになっているのか。

○**こども課長（高井美樹君）** 一言で申し上げますと、4階以上にはないのでわかりませんとい
うことになりますけれども、一般的に、我々公立保育所なんかでも避難訓練とかをやってい
ます。当然、ゼロ歳の子は、生後58日くらいから入ってきています。市立については58日目
から入っている子もいますけれども、当然、ゼロ歳ですと3人に1人の保育士の基準とい
うことですので、その辺はその対応できる中で、まず抱きかかえる、おぶうとかです
ね、そういったことをしながら避難訓練をそれぞれされているということで考えられます。

あとは、この4階以上がどうだとおっしゃられれば、こういった建築基準法上の排煙設備
だとかそういったことで、そこに煙が巻き込んでいかない、巻き込んでいってもそれが処理
されるような、一応建築基準法の基準がある以上は、その中で何とか退避するだけの時間
をつくりながら、避難訓練でやっておられる内容で子供たちを無事に外に退避させるとい
うふうになるんであろうというふうには考えられます。以上です。

○**委員（富田牧子君）** あんまり可児市としては、私は考えられないことだとは思って
すけど、でも条文でこういうふういうたう以上、4階以上でもできるわけで、そうした
ときに本当にどうやって、もしそういう小規模保育ができるとすると、どうやって
避難させるかということを実際にしっかり考えて指導していただいて、それでもそこ
に保育所をつくるのかということ、ぜひきちっと指導していただきたいという、
そういう思いで質問しました。よろしく。

○**委員長（板津博之君）** ほかに発言ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、

副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時10分

再開 午前9時12分

○委員長（板津博之君） それでは会議を再開いたします。

報告事項1. キッズクラブの現状と夏季休暇対応についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） 引き続きお願いをいたします。

それでは本日、資料を3枚用意させていただいておりますので、特に別紙のほうで順に御説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、資料を1枚、ホッチキスを開いていただきまして、横になりますけれども、別紙1の学校別・学年別入室率、6月の最新というもので少し御説明をいたします。

まず、この表をごらんいただきますと、上から1年生から6年生ということになっておりますけれども、児童数に対してその学年の子がキッズクラブに通っているお子さんの率でございます。赤色が30%以上、それから黄色と申しますかダイダイ色が20%以上、それから青色が15%を超えているもので色づけをしております。ごらんのとおり低学年、1・2年生はほとんどのクラブが色がついているということがわかるかと思っております。

次に、一番下をごらんいただきますと、待機者ということを書いてございます。

平成28年3月の委員会でも少しキッズクラブの申し込み状況等を御説明申し上げましたけれども、それ以降、待機につきましてはごらんのようなふうになっておりまして、丸が待機者の数ということになっておりまして、6校で全部で62人というような待機に、残念ながらなっております。ごらんいただくと紫色の丸で塗ってありますけど、多くは5・6年生を中心にちょっと待機が出ているというところがございます。

それからもう1つ、少しわかりにくいので御説明いたしますと、今渡北小学校の5年生のところの通年と長期というところに(5)というのがあるかと思っております。この(5)という意味は、通年のところで待機となっていた5人の方が、通年は難しいですけれども、長期休暇なら入れますよということで御案内をしたところ、じゃあ長期休暇に振りかえますということで5人の方が長期のほうに移られたというところで、それがそれぞれ各校に待機となってしまった方については御案内をして長期のほうに移っていただいている方がいるという数字が、この括弧の意味合いでございます。

次に、各学年の通年と長期のニーズについて御説明します。

この表全般をどういったふうに捉えるかという話でございますけれども、各学年とも点線の四角で囲んであって、上段が通年、下段が長期休暇の入室の数字と、それからその率とい

うことになっておりまして、イメージとしましては通年については低学年のニーズが高いと。学年が上がるごとに順番この率が低くなっていくという、一般的にいう反比例のグラフをイメージしていただければ結構かと思います。ところが、長期休暇の場合は低学年の通年への入室率が37%とか40%とか、そういった率で入っておられるので、長期に入ってくる子は少なく、かわりに3年生、4年生あたりに色が長期の下の段についていますとおり中学年のニーズが高くなって、高学年はそれほど高くないということで、グラフでいうと放物線を描くようなニーズのグラフになっているということでございます。

次に、表の入室率を縦に見ていきたいと思いますが、各学校の状況がそれぞれわかるかと思いますが、私どもこども課からしますと、現時点と来年に向けて相当厳しいという状況が幾つもあるということです。例えば上段、通年のところで色が塗ってあるところを見ていきますと、赤、赤、黄になっています今渡南小学校、37%、35%、28%。それから桜ヶ丘小学校、34%、32%、19%というようなところ。それから赤、黄、黄の東明小学校、33%、20%、21%。それからオール黄色の広見小学校、オール黄色というものの29%、27%ですので、もうすぐにも赤色になりそうな勢いでございますけれども、こういったところについてはことしの夏、それから来年の4月に向けて非常に厳しい状況になるということが予測されるところでございます。

次に住宅事情によって、思わぬという言い方はいけないかもしれませんが、予想以上に低学年の入室児童が急増するクラブがありました。これが帷子小学校でございます。中ほど4つ目でございますけれども、1年生がいきなり29%という数字で、昨年度と比較すると急増しました。これは虹ヶ丘の北垂れの部分が何年か前から販売が始まって、そこに子育て世代が入居して思わぬ増加になっているというところでございます。これはキッズクラブもそうですけれども、保育園も同じような状況になっております。

以上、申し上げましたことを簡単にまとめますと、低学年の入室率が高くて1年生で40%のクラブが出てきたと。今後も1・2年生を中心にさらなる増加が見込まれる。それから継続入室者の割合が年々上昇しています。これが全体の押し上げ要因になっていると。それから、入室希望者が増加となった一部の学校では、先ほど言いましたとおりに宅地開発に伴う転入世帯の増加というのが背景になっています。これが下恵土の畑地であったり、中恵土、広見東あたりがこれからまだ、広見は減ってきたのがこれからまたふえていくんじゃないとか、これから児童がこういった宅地開発によって増減、今までは減するというようなイメージで皆さんあったかと思うんですけど、学校によっては局所的にふえてくる学校がもう既に出てきていて、如実に学校運営であったり、学校運営に伴ってキッズクラブへの影響が非常に大きくなっているというのが、特に今回ですと帷子小学校になったというところでございます。

続きまして、別紙1の裏側の別紙2をごらんください。

これは、一般質問の答弁の資料でつけたものに少しつけ加えたものでございます。これは平成28年6月1日の基準でございまして、別紙とちょっとずつ数字が違うところがござい

ますので御容赦ください。

これは、各クラブの定員と入室児童数を比較したものでございます。

まず通年のところ、左手のところにありますけど、縦に見ていきますと、どのクラブもほぼ満員状態というところがございますけれども、定員を超えていますのが、順番に言っていきますと今渡南小学校、帷子小学校、春里小学校、桜ヶ丘小学校の4つということになっております。それから、旭小学校と広見小学校につきましては定員まで少し人数を残しております。それによって待機ということが5・6年で発生しておりますけれども、これは表の右側にある通年と長期との兼ね合いから、いたし方なく待機にせざるを得ないというようなことになっております。

続きまして、長期のところを少しごらんいただきますと、一番右手の通年と長期のところ、全体の定員を超えている、超えていないを見ていきますと、今渡北小学校、今渡南小学校、帷子小学校、春里小学校、旭小学校、桜ヶ丘小学校、東明小学校、11校中7つがもう定員を超えているというところがございます。

土田小学校につきましては、少し定員を余らせて待機を出しているというところがございますけれども、実は臨時でお借りすることができることになった国際教室というのがグラウンドを挟んだ校舎の3階にあります。去年はそこにエアコンがなかったんですけれども、エアコンがついて、ああ、ことしはよかったねという話をしていましたら、残念ながらトイレの改修をするということで、やっぱり少し人数を減らさないと対応できないという現場の要請がありまして、大変申しわけないんですけど、こういったことから少し高学年については待機せざるを得ない状況ということになっております。

次に広見小学校につきましても、同じように定員を少し余らせておりますけれども、これにつきましては定員算定の教室が昨年度お借りしていたプレハブ教室の面積で算定した数字になっております。このプレハブ教室は、お借りはしましたけれども、エアコンがついていないということで、結局使えなかったというのが現実のお話でございました。そういったことで、教育委員会と学校といろいろ協議を重ねてきた結果、臨時でエアコンのある少人数教室の別棟をお借りすることができて、逆に言うと148人の受け入れが何とか可能になったというのが実情でございます。

次に、一番右手の備考欄をごらんください。

ことしの夏用に新規に教室をお借りできることで最終的な調整を今しておりますのが、新規調整中と書いてありますけれども、今渡北小学校、それから帷子、それから広見小学校の3つというところがございます。あと、残りの今渡南小学校、土田小学校、春里小学校、旭小学校、桜ヶ丘小学校、東明小学校については、昨年お借りしたところをまたお借りするというので、今進めているところがございます。しかし、臨時でお借りする教室でございます。当然、学校としても通常期は利用されているようなところがございますので、管理上いろいろな問題があって、少なからず児童と現場の指導員には不便をかけざるを得ない部分がございますけれども、この施設をお借りしないことには児童の受け入れ自体ができないとい

うことを考えますと、教育委員会と学校の御配慮に感謝しかないというのが私どもの気持ちでございます。

次に委員会資料の3のほうにちょっと戻らせていただきます。

夏休みの臨時キッズクラブの開室についてということでございます。

今回待機となってしまいました児童の保護者に対しまして、Lポート可児、ちょっと場所がわかりづらいということで図面もつけながら、夏休みの臨時クラブを開室したときにお子さんをそこまでお送りして入室させますかという利用意向をアンケート形式で取りました。その結果、21人の方が利用をしたいという意向でございましたので、現在その準備を進めているところでございます。

実は昨年度の予算の段階で、少しこういった部分を考えているということで予算立ても少ししてありましたけれども、御説明したところですけども、どれぐらいの御意向があるかなあというのが正直なところでした。なぜかという、広見小学校とか桜ヶ丘小学校、帷子小学校については、逆に言うと児童センターがありますので、5・6年の高学年の子については児童センターでも過ごすことが可能であるというようなことも含めると、それほど御利用がないかなあというイメージは持っておりましたけれども、場所すがる旭小が近いということもありまして、そういった方から利用したいというお申し込みもあったということで、現在Lポート可児の2階の和室を夏休み中四十何日全部貸し切らなきゃいけないということで何とか御無理を言いまして、ここで開室するように進めております。当然、そこで働かれる指導員、それから必要な備品、そういった調達の準備を進めているところです。

ただ、一番心配だったのは、ここで指導員をやっていただく方の確保というのが一番難しいかなあというのが、昨年の予算段階から思いがあったところですけども、過去に児童センターとか、それからキッズクラブの指導員の経験のある方が今回募集をしたところ応募していただけて、その方を採用することができました。4人の方を何とか採用、今のところ4人を採用することができましたので、ちょっと1つ、一番頭が痛いかなあと思ったところがちょっと安心をしているというところでございますけれども、何せもう1カ月を切っているような状況ですので、今急ピッチで準備を進めています。

各校夏休みの教室を、先ほど言いましたようにほとんどの学校で臨時の教室をお借りしないといけないような状況で、セキュリティーの問題で子供たちが余分な階に上がっていかないように塀をつくるとか、本当にたくさんの作業が必要になってきます。こういったところを対応しないと、やはりお借りできないというところもありますので、そういった準備を今、ぬかりないように進めるということで進めているところでございます。

最後に、項目の4のキッズクラブ内の児童のけがということで、もともとこの分については何らかの形で御報告しようと思っておったところでございますけれども、少し御報告をさせていただきます。

安全・安心を第一にクラブの運営を行うように私どもも現場の指導員も心がけてまいりましたけれども、残念ながら平成28年5月16日に1年生の女子児童が大けがによって入院する

というのが、東明小のキッズクラブの教室内で起きてしまいました。

けがの概要については、ここに書いてありますように、少し読み上げさせていただきます。

1年生の女子児童が、室内で箸を1本使っておやつを食べていた。そのとき3年生の男子児童が、本来なら室外で遊ぶ用のやわらかいボールを室内に持ち込んで蹴ってしまった。

この室外のボールというのが、キッズクラブの専用教室の入り口のところに置いてあったということでございますけれども、これはもう2年ほど前から倉庫とかいろいろな問題で、一番子供たちが取りやすく影響がないというところで、子供たちもそこにあることを承知した上で置いてあったものを、残念ながらこのときに持って入ってしまった、蹴ってしまったということでございます。

そのボールが、たまたまこの女子児童が口に運んでいたときに顔に飛んできて当たってしまった、その勢いで押された箸が口腔内のあごのところ、この辺にぐっと刺さったというかめり込んだというようなけがでございます。

応急処置をして、すぐに木沢記念病院に搬送しました。

私ども、こども課職員とキッズクラブのリーダーもすぐに一緒に病院へ行って、お母様にお話をして、病院のほうから、非常に箸というのは危ないんだよと。当然私どももその思いがありましたので、非常にドクターからお叱りを受けました。

ドクターのほうから、専門の県立多治見病院の口腔外科に明日かかるようにという指示があったので、すぐ翌日、お子さんを連れてお母さんが県立多治見病院へ行きましたところ、やはり化膿が始まって発熱したということもあるのと、もう少し詳しい検査をするということで、入院するということになってしまいました。

その後、平成28年5月20日の金曜日には退院をされて、今は元気にキッズクラブも学校も通ってくれております。

私ども、何度も保護者のほうとお話をしたり、両者の保護者同士でもお話をさせていただいたりとか、できる限りのことはしてまいりました。

そういったことで、事故の後すぐに東明小のキッズクラブでは、施設的な対応はもとより、再発防止ということで指導員だけではなくて、中にいる児童たちも一緒になって、中のルールについて改めてみんなで考え直して、みんなでルールをもう一回確認したりして気をつけるというような体制をとっております。また、全クラブのリーダーを、毎月定例会を1回やっておりますけれども、臨時で招集いたしまして、今回は事故のヒヤリハットの氷山の一角であるよと。一角どころか氷山の上なんですけれども、自覚してくださいと。そういうことで持ち帰って安全なクラブ運営を再度、各クラブで確認をしてくださいということと、あとは各クラブの保護者に対しても、お子さんがこういった事故の事例を受けて、ルールを守るように家でも指導してほしいし、家で話をするようなことをやってほしいということで、各クラブともお便りに掲載をして、再発防止に心がけるということで取り組んでまいりたいと思っています。

子供にとって一番安心でなきゃいけないところで、入院をするようなけがになってしまっ

たということでございます。先ほど申し上げた入室率の問題とか、いろいろな問題が正直のところございますけれども、親の入室ニーズとこういった現場の管理という非常に狭間で厳しいところがございますけれども、安全第一に今後も取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それではこれより質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 本当に大変だということがよくわかりますので、課長がいろいろ腐心して、人も集めてやっておられるということはわかりましたけど、実は先日、指導員の方たちとお話しすることがありまして、指導員の方が一番大変だと言っているのは、夏休みに1日11時間労働だということなんです。

8時間を超えてさらに3時間、超過勤務手当はつくような話も聞きましたけれど、とにかく11時間もやっていたら、もう次の日になかなか行けないというぐらい疲れると言われて、1週間5日なんですけど、夏休みのもう5日間をどうやって乗り切るかというのが本当に大変なんだということを言われて、この11時間労働というのは明らかに労働基準法の違反ですし、ここを何とかしていただかんと、やっぱり、大体人数もそろった、場所もできたというだけではなくて、本当に子供たちを見てくださる指導員の人たちが、それこそ安全にも気を配れる、本当に安心してキッズクラブがやれるように、もうちょっと労働条件を改善していただくことが、やっぱり私は絶対にこれからキッズクラブをちゃんとやっていく上で必要だというふうに思うんです。

本当に11時間労働だと言われるんですよ。8時間の中でも休みはとれませんし、私も自分が学校に勤めていたから、休み時間なんてないということはよくわかるんです、子供を見ておればね。

今度の夏休みにもうちょっと改善されるということはできないですか。

○こども課長（高井美樹君） 一般質問の答弁でも御説明いたしましたとおり、必要な基準というのは、当然我々も国を上回る基準で配置をしているというところがございます。人数も夏季休暇用のアルバイトを何とかたくさん採用し、大学を回って学生のアルバイトをお願いしたりとか、過去に来られた方にも各クラブの知り合いも通じて、できる限りの人数を配置するというところで臨んでおります。

現場の中でいろいろな指導員の御意見はあるかと思ひますけど、私どもとしてはきちっと、昼休みの時間はそこを離れて、時間内であれば食事をとりに外に出るだけの人数配置をするようにということで、各リーダーがその場でそれぞれの勤務の方のスケジュールといいますかシフトを組んでやっているというふうに承知をしております。

ただ、委員がおっしゃられたとおり、恒常的というふうではないですけれども、一時的にはどうしてもシフトが組めずに、超過勤務をお願いせざるを得ないというときがあるというのは、私も毎月出勤簿に判こを押していますので、ここでどれぐらいの方がどういうふうに超過勤務をやっているかというのも見ながら、確認をしながら、何とかそういったところに対応できるようにということで、夏休みについてはアルバイトの方を少しでも採用したいと

というようなふうにやっております。

お知り合いの方で、お子さんが好きで、アルバイトをしてもいいわという方があったら、各クラブにぜひとも御紹介をいただきたいというふうに思います。以上です。

○委員（富田牧子君） ふだんの時じゃなくて、夏休みの11時間の話をしているんです、私は。

ふだんのときに超過勤務というのは確かにありますけど、実際、ふだんのときは昼からが勤務なので多少延びたとしてもいいけど、夏休みは朝から晩までなんですよね。要するに朝から晩まで、朝来て子供が帰っていくまで、結局は11時間になってしまうという、そのところなんです。

それで、いろいろ雇っていただくというのはわかるけど、新しく来た人に指導もしなきゃいけないから、やっぱり指導員の人はいなきゃいけないわけですよ。新しい人が1人来たから、その時間かわって、じゃあお昼の1時間がとれるかといったらそうでもないというところをやっぱりよくわかっていただいて、もっときちっとシフトが組めるように、それこそそれぞれのクラブ任せじゃなくて、責任は可児市にあるわけですから、もっときちんとそういうことに配慮をして、何とかこの夏休みに皆さんに超過勤務をやらせるのではなくて、せめて8時間で仕事が終わられるよう、何とかしてくれませんか。

○子ども課長（高井美樹君） 先ほど申し上げましたとおり、必要な人数を集める努力をしているということと、全てのキッズクラブがそういう状況であるというふうには認識しておりません。

クラブによってはリーダーであっても週に3日間の勤務であったり、4日間の勤務であったり、それぞれのシフトの中で御苦労されているということは重々承知しています。それが恒常的に起きないようにリーダーにも話をし、リーダーと常に連絡をとりながら、厳しいというところについては、何とかそこにアルバイトの方についても配置できるように鋭意努力しているというところでございます。

○委員（富田牧子君） ふだんの話をしているんじゃないです。私は、夏休みの長期の話で、今話をしているんです。

そこが一番、本当に大変だと言われるから、その方たちが一生懸命指導員をやってくださって、朝から晩まで子供たちを見てくださって、11時間でも何とか、やっぱり自分たちがいないとできないからと思ってやってくださっている、そういう人たちのふだんの話をしているんじゃないで、この夏休みの話をしているんですね。

だから、夏休みに本当に大変だということを言っておられますので、一遍ちゃんと去年の実態を調べていただいて、いつもの話じゃない、夏休みの話です。それをお願いしたいなという、ないクラブもあるとあって平然としておるんじゃないで、そういう訴えもありますから、ぜひお願いしたいと思います。

○子ども課長（高井美樹君） 私の言い方が悪かったですけれども、全て夏休みの状況で説明しているつもりでございます。

○委員（富田牧子君） きちっと調べて、それが解消できるようにはしていただけないんですか。

○こども課長（高井美樹君） 先ほど申し上げましたとおり、必要なことについては、リーダーと現場の係長と調整をしながら何とかアルバイトを採って、そういったシフトに少しでも無理のないシフトでできるように鋭意努力しているというところがございます。

○委員（富田牧子君） 4番のところですけど、大変だというふうには思いますけど、中にはいろんなお子さんが見えますので、加配をしてもらえないかというふうな話もあるんですけど、そういう、子供がこれだけなら指導員はこれだけというふうにあるんですけど、実際には子供さんって本当にいろいろあって、これもちょっとやっぱり大変なお子さんが起こしたような、けがをさせたほうですね、そういう話も聞きますので、加配というか余分に指導員をつけて、大変なお子さんがあるところはそういうふうにしていただけないでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） 基本的には国を上回る基準で私どもは職員を配置しているという中で、加配というところまではいかないにしても、そういった近い状況をシフトによってはつくり得ることが可能だというふうに考えています。

あとは当然、1年生が入ってきた4月当初だとか、以降、やはりなかなか落ちつきがなく、動きの激しい男子児童を中心に、そういったことも実際にはおられますけれども、そういったことについては発達支援の関係の研修を受けたり、そういった専門的な研修を我々としてはできる限り受けるようにさせていただきます。

一般質問でも御答弁いたしましたとおり、放課後児童支援員の研修もクラブの指導員の約3分の1、三十何人が昨年、済みません、ちょっと人数はあれですけども、結構な多い人数、県内でも本当に一番多い人数が受講して、その資格を取得しております。その中のメニューにはそういったこともございますし、いろいろな研修会がありますので、そういったものにも出させていただきます。

あとは今、臨床心理士が子育て拠点準備室のほうに配置されておりますけれども、そういった先生に今度6月の後半に午前中、全職員を集めて1時間ほどの講義と、それから少し実際に事例として少し対応に困っているお子さんを各クラブから直接相談を受けたりとか、実際に先生に見ていただいて、その子にどういった対応がいいのかということもレクチャーを受けながら進めていくということで対応してまいりたいと思っております。

○委員（田原理香君） 今アルバイト募集というところで、テレビを見ていましたら、30人募集があって、その条件の中に子育てを体験したことがある人というのがありましたよね。キッズクラブのほうの募集要項に、たしか子育てを経験したことがある人というふうにありました。

そうすると、そういうところと、それから地域の方々がやりますよというところの差というのは、何かあるのでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） 済みません、ちょっとよくわかりません。
もう一度お願いします。

地域の方と、その子育てを経験した方との差が、地域の方は何をもちて地域の方ということですか。

○委員（田原理香君） 地域の中でボランティアとして、キッズクラブの長期のほうにお手伝いしようと思っているところと、それから今、キッズクラブのアルバイト募集というところに、時給880円で、それで経験の中に子育てを経験したことがある人というのがあったので、ちょっとその差のところをお聞きしたところですよ。

○こども課長（高井美樹君） 雇用契約があるかないかの差です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） キッズクラブに関しては、いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

課長が先ほど答弁申し上げましたように、通年はもちろん夏休みに関しても各学校の実態を把握した上で、各学校に対応できる加配の可能性ということに関しましても、子供一人一人がどんなふうにご過ごせるといいかということについても、両方考えながら進めております。

先ほどの臨床心理士の相談を受けながら、ご過ごすための一番対応の理想的なやり方はないかとか、そういった工夫も今年度始めておりますし、常にきちんと実態を踏まえた上で努めておるということをお理解いただきながら、また御指導賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関しては終了といたします。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時44分

再開 午前9時47分

○委員長（板津博之君） それでは会議を再開いたします。

報告事項2.（仮）可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 可児駅前を進めてまいりました（仮）可児駅前“子育て・健康・にぎわい空間”施設でございますが、昨年夏にパブリックコメントを行いまして基本設計を取りまとめました。

その後、建築に向けた詳細な設計に入りまして、それがこの3月に取りまとめましたので、平面図等については特に新しいというところはないんですけども、一つの区切りとして、設計についてもう一度御説明をさせていただきたいというふうに思ひまして、今回このお時間を頂戴することをお願いいたしました。

あわせまして、この駅前の拠点施設で展開をしていく子育て支援を総合的にサポートする

ソフトな仕組み、これは5本の柱を打ち立てて今検討を進めておりますけれども、そのソフトの取り組みについても、途中ではございますけれども、あわせて説明をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

それでは、まず施設設計のほうから説明をさせていただきます。

前面にパソコンのほうで映し出しました図面でございますが、これはお手元の資料3-3と同じものでございます。1枚目の配置図につきましてはちょっと資料が古いものですから、配付させていただきました資料には含めておりませんけれども、次ページ以降の資料については3-3、それから3-2と同様の図面でございますので、両方あわせて見ていただければというふうに考えております。

それではまずこの施設について、整備に当たりまして基本的な考え方を3つに整理しております。

これについては資料3-1でございますけれども、1つ目、市の重点方針の1つであります子育て世代の安心づくりを実現するために子育て支援機能、それから健康づくり、にぎわいづくりの3つをテーマとした複合的な空間を可児駅前につくり出すということ。

それから2つ目といたしましては、やはり市の玄関口でございますので、市の顔としてランドマークの役割を果たす施設とするということ。

それから「住みごこち一番・可児」、若い世代が住みたいと感じるまちの創造という本市のまちづくりの目標を具現化するシンボルとなりまして、さらには人口10万人の地方都市の駅前で新しい人の流れとにぎわいをつくり出していくんだといったこと、この3つを基本的な考え方に据えまして整備を進めてまいりました。

それでは施設概要のほうに入りますけれども、前面のスクリーンのほうを見ていただきますと、これが配置図になりますけれども、御承知のようにここがJRと名鉄の駅になります。ここに可児川が流れておりまして、真ん中に都市計画道路の今広東線がございます。

この可児駅側のこの施設を西棟としております。こちらは鉄骨の3階建てで、延べ床面積が約5,000平米。それから可児川沿いのこちらの建物を東棟としまして、これも鉄骨の3階建てで、延べ床面積が2,800平米ほど。それから、この2つの建物をつなぐ上空通路を都市計画道路をまたぐように設置しております。全延べ床面積で約8,000平米ございます。これはどのぐらいの大きさかと申しますと、総合会館が約4,000平米ですので、総合会館の2棟分の床面積を有しておるということになります。

それで、この施設の配置の考え方でございますが、やはり可児駅、市の玄関口としての可能性、それから市の財産であります自然豊かな可児川、この水環境を感じられるような施設配置というものを目指しました。それから西棟と東棟をつなぐ上空通路を設置することで、利用者が安全に往来できる、そういったことを考えました。それから、ここに新しく整備される駅前広場があるんですけれども、この駅前広場から続きます「そとのひろば」、それから施設の中の「なかのひろば」、それから上空通路を経由して東棟の屋上、屋上広場。この3つの広場を可児駅と可児川を結ぶ歩行者軸に設けまして、交流ですとか、にぎわいと

たものをつくり出す仕掛けということを考えました。それから各機能を西棟と東棟に分散して置くことで、高さを抑えて可児駅周辺の環境にマッチするようなことを考えました。

こうした配置計画のもとで、詳細な設計を進めてまいったものでございます。

それでは各室の概要ということで、平面のほうに入ります。

これは1階になります。

ここが駅になりますので、西棟の1階、それから東棟の1階になりますけれども、まず西棟の1階から御説明をいたします。

こちら北側の奥、これがカフェ・レストランになります。

資料3-1には面積も書いてございますので、あわせて見ていただければと思いますけれども、駅前広場とここの「そとのひろば」という2つの広場に面しました非常に開放的なつくりで、例えば待ち合わせですとか、電車の待ち時間、そういったときにも利用していただけるお店になるのかなあというふうに考えております。中については小上がり席を設けまして、子育て中の親子も気兼ねなく、楽しく食事ができるというようなことを考えております。さらには駅利用者も気軽に立ち寄れるような軽食がとれるカフェ・レストランというようなことを考えております。軽食、それからドリンクのテイクアウト販売も行いまして、駅を利用される高校生とかサラリーマンの方にもそういったものを利用していただければいいのかなあというふうに考えております。

それから、レストランに並ぶ形、こちらにクッキングスタジオを設けております。

これは従来の調理室とはちょっとイメージを変えまして、ガラス張りにいたしまして、「なかのひろば」から調理室の中が見えるようにいたしまして、非常に開放的な雰囲気の中で食育等に利用ができるというふうに考えております。例えば離乳食教室ですとか、成人の栄養指導といった食育、さらにはさまざまな市民の方を対象とした料理教室、そういったものを開くことで仲間づくりとかにぎわいをつくっていくといったところになるというふうに考えております。

それから、都市計画道路沿いのこちらに健康スタジオを設けております。

これも、道路に面して開放的な環境で運動ができるスタジオにしておりまして、それぞれの市民のライフステージに合わせた健康づくり、それから健康に関する啓発といったものをここで行うと。さらには介護予防のための機能訓練、そうしたリーダーの育成といったことにここも活用できるというふうに考えております。

それから施設の真ん中に四角で囲った部分がございますが、こちらはアンテナショップというふうに今呼んでおりますけれども、市内の観光情報の発信ですとか特産品、そういったものの展示・販売を行うということを考えております。

それからこちら施設の中央になりますけれども、この大きな広場は「なかのひろば」というふうに呼んでおるんですけれども、ここは吹き抜け天井を持ちまして、非常に居心地のいい空間になるというふうに考えております。ブック・カフェですとか子育てに関する情報コーナー、それから健康コーナー、ラウンジ空間、そういったさまざまな交流できる空間を置

くことで、子供から子育て世代、中高年世代など多様な市民が気軽に訪れて交流をし、また憩うということが出来る場にしたいというふうに考えております。さらには、ここの広場を使って多くの皆さんがいろいろな工夫をして、イベントとかにぎわいづくり、そういったものをしていただける空間になるというふうに考えております。

次、施設の南側になりますけれども、こちらは全て児童センターの機能を持つものになります。

一番駅側に遊戯室がございます。これは現在の広見児童センターの1.8倍の広さと吹き抜け天井を持って、中高生の遊びにも対応できるような部屋にしております。午前中は乳幼児とその親、午後は小学生を中心とした利用、それから夕方以降は中高生の利用、さらには健康づくりにいそしむ大人の方にも開放して、使っていただけるようなことも想定をしておるところでございます。

あと、こちらのほうには幼児室ですとか創作室、それから読書の部屋を設けております。それぞれ床暖房なんかも一部取り入れて、冬場でも小さなお子さんが座って行事に参加したり、お母さんたちの語らいの場になるというふうに考えております。

それから、この児童センターに隣接する形でここの部分、階段の下になるんですけども、赤ちゃん休憩室というふうに今名づけておりますけれども、こちらで授乳とかおむつ交換ができるような1つの部屋を設けております。よくイオンとかにあるような、ああいったスペースを想像していただければというふうに考えております。

それからトイレでございますが、やはり子育て世代の方、女性の方が多く集まる施設ということになりますので、トイレには幼児用の小便器を設けて親子の利用に配慮をしておりますし、おむつの交換台ですとか着がえ台といったものを設けてしやすくしておりますし、ベビーカーにも対応した大型のトイレブースを中に設定しておるところでございます。

以上が西棟の1階になります。

それから移って、東棟の1階でございますが、こちらは駐車場になります。立体駐車場の1階でございます。

1ページめくっていただきまして、こちらが東棟の2階ですね。これは立体駐車場の2階部分になります。全部で90台ほどの駐車が可能ということになっております。

1ページはねていただきますと、3枚目でございますが、2階部分、西棟の2階、それから東棟の3階になります。

西棟のほうからいきますと、こちら北側の部分とこの大きな部分に行政機能をここに集約しております。

まず一番駅側、こちら大きな相談室、発達相談室としておりますけれども、こちらが発達障害がい等何らかの困り感を抱えたお子さんたちの様子を見ながら、適切な療育や指導につないでいくための相談室を設けております。

それに並ぶように小さな相談室を3つ設定しておるんですけども、これについては例えば子育てに関する悩みや不安をお聞きしたり、相談をお聞きしたりする、そんな相談室を設

けております。

こちらが事務室空間であります。

市役所のほうから子育て支援にかかわる部署がこちらに移転をしまいでいますので、こちらで集約をして子育て支援の行政の拠点になるというふうに考えております。

それから南側、ここはちょっと赤で着色ができておりますけれども、こちらについては研修会議室ですね。子育てや健康に関する講座だとか、研修・会議を行う場。

それから右の活動ルームというのがございますけれども、こちらは子育て支援や健康づくりにかかわるボランティアの皆さんの活動の拠点として活用してもらおうというふうで設けております。

さらにその横、ここの部分、和室とその前のところ、ちょっと独立した空間としては明確な区分ができておりませんが、資料のほうでは子育てリラックスメームというように呼んでおります。ここは市役所ですとか、地域の相談窓口といった人がたくさんいるところとか、行政の窓口にはなかなか行きづらいというようなお母さん方もお見えです。そういった方々でも気軽にここに来ていただいて、くつろいで静かにお話ができる、そういったここにスペースとして設けたものでございます。子育てするお母さん方に寄り添って話を聞くと、そして心が少しでも軽くなって帰っていただければいいのかなあ。さらには重篤な課題を抱えたお母さんであれば、こちらから行政のほうにつないできちんとケアをしていくというような一つの窓口になればいいというふうに考えております。

それから2階部分にもスペースを設けておりまして、ラウンジですとか「なかのひろば」という表現がございますけれども、ここでは、例えば中高生の自習とか市民の打ち合わせといったことに自由に使っていただけるような場になるというふうに考えております。

ここの西棟の2階と東棟の3階が上空通路で結ばれておると。駐車場を利用した方が、東棟のほうから西棟へ移っていただくのがここの通路になるということでございます。

それから東棟でございます。

東棟の3階については親子サロンということで、就学前のお子さんとお母さん方が、ゆっくりとくつろいでいただける場になるというものでございます。この建物の前に芝生の庭というふうに設けておりますけれども、ここは全面をフェンスで区切りまして、非常にセキュリティーで守られた専用の広場ということで、屋外でも安心してお子さんを遊ばせることができる、そんな広場として確保をしたものでございます。

それから、そのフェンスを隔てて南側に屋上広場でございます。先ほど申し上げましたけれども、イベントとか健康づくりに活用できる見晴らしのよい屋外の広場ということで、ここから直接可児川沿いへおりていくことができますので、例えばKルートを活用したウォーキングとか、憩いの場としても利用していただけるというふうに考えております。

1枚はねていただきますと、西棟の3階になります。

これは保健センターになります。一部行政の書庫もございますけど、基本的には総合会館の保健センターがこちらへ移った形になるということでございます。

以上が平面図の説明になりますが、その後西棟の立面図がございます。

これは駅側から見たところですが、ここが正面の入り口ですね。シェルターの下広場があるところがございます。左右対称の形のデザインとしております。

それから、これが北面、北から見たところ、それから南から見たところですね。こんなイメージというふうに見ていただければと思います。

それから、これが東棟の立面図ですね。

これが可児川側から見た立面図になります。この階段が可児川からずうっと上がっていける階段になります。駐車場の入り口ということですね。

これは都市計画道路側から見た立面図ですね。

これは南と北から見た立面図になりますね。

これが上空通路の立面になります。こういった形で結んでおるといことになります。

以上が設計にかかわる図面、それから説明をお聞きいただきました。

それから、そうしましたら次、資料の3-1に戻っていただきまして4ページ、ごらんをいただきたいと思います。

4ページの4番でございますが、建築工事費として整理をしております。

建築工事につきましては、今年度と来年度の2カ年にまたがる工事になります。そのため、さきの3月議会のほうで債務負担行為も含めて御承認をいただいておりますけれども、工事費として合計33億8,300万円をお願いしておりますところがございます。さらに委託費、これは工事監理費でございますが、これも債務負担を含めて3,300万円と、それから役務費、これは建築確認の申請手続の費用ですけど、100万円お願いをしておりますところがございます。

施設建築にかかわる費用としては、これだけを予定しておりますところがございます。

次に5番、主な財源としております。

これは平成28年度の財源について記載をしておりますけれども、国庫支出金としては社会資本整備総合交付金、それから次世代育成支援対策施設整備交付金、これは児童センター一部分、それから親子サロンにかかわる部分についての国からの補助でございます。それからその下の県支出金、これも同様でございます。児童センターと親子サロンにかかわる補助でございます。それから大きく地方債を充てております。

こういった特定財源をもとに工事を進めていくということになります。

それから済みません、5ページのほうに移っていただきたいと思います。

6番、今後の予定でございますが、契約から開館まで、これも今まで御説明をしてきたところがございますけれども、来月には入札公告を行いまして入札、8月には仮契約を締結いたしまして、9月議会で御承認をいただいた後正式な契約を締結いたしまして、いよいよ工事着工していきたいと。それで平成30年の春には完成、引っ越し、開館というような流れを予定しておりますところがございます。

以上、施設にかかわる御説明ということでございます。

それから7番、その他、ほかに今年度の予定として施設の設置管理条例の制定を予定して

おりまして、時期が参りましたらまた御協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから最後、9番、可児川空間の整備についてということで記載をしております。

可児川との親水性については、議会のほうからも意見を頂戴しておりまして、今年度測量を行いまして、どういった整備を進めるのかというイメージを描いてまいります。可児川につきましては河川管理者である岐阜県と協議を継続して詳細な形を詰めていくんですけども、我々としたしましては親水性というものを持たせていきたいというふうに考えておりまして、そういった方向で県の協力を得られるように協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上が施設整備にかかわるところの説明でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

この件に関して。

○委員（亀谷 光君） 室長、この建築図面の東棟、最後から2枚目の資料ですけれども、可児川を見たときの赤い、これですね、これは可児川から東棟を見たところですね。

〔「そうです」の声あり〕

この階段をといいますか、両方とも赤目の、これはフィックスだと思うけど、これは上から下までガラスですよ。

どういうふうにあれば、中から外をどういうふうに眺望するのかな。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 今亀谷委員が言われた、赤いところとおっしゃったのが、ちょっと図面上赤く見えてしまうんですが、これはルーバーになります。

ですからすき間はあるんですけども、ルーバーの上下のところは開放の空間になります。両端ですね、可児川から見た図面の両端のところはちょっとグレーで着色したところがあるんですけども、これは壁で、フィックスの壁になります。ここは、ですから透視性はございません。

基本的には駐車場から可児川を眺望するという仕掛けにはなっていないです。見ることはできます。屋上からは十分見ていただくと、そういった設計になっております。

○委員（富田牧子君） 済みません、これがよくわからないので聞くんですけど、これは中の様子だと思うんですけど、ここに何か女の人が2人立っていますよね。

ここは、これはアンテナショップだというイメージなんですかね。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 済みません、これはちょっとさっき出すのを忘れてましたけど、これは中の完成イメージ図なんですけど、今富田委員がおっしゃった女性が2人立っているこの部分ですね、ここはアンテナショップになります。

ここに2人女性が立っておりますのは、ここは施設の総合案内の役割も果たすように考えておりまして、正面玄関から入って、東の玄関から入ってもここに当たりますので、ここで総合案内も兼ねるということで、こういった今イメージで女性を立たせておるということでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 済みません、1点、施設整備に関して説明を追加させていただきます。

資料の3-1の1ページ目に施設の概要ということで、西棟の各階の主な機能の1階のところで、最後、海老衣子展示コーナーというのをちょっと記載しております。

これについて、簡単に説明をさせていただきます。

海老衣子さん、御承知のとおりだと思いますけれども、可児市の久々利御出身で、現在全国的に活用されております母子健康手帳の先駆けとなったベビブックを最初に考案された女性ということで、マイナス10カ月から子育てに取り組むという可児市の指針にまさに合う功績を残された方ということで、その思いを伝えていくということで、この可児市の拠点施設にも海老衣子さんに関するものを、顕彰できるような展示コーナーを設けていきたいというふうに考えておまして、場所としてはちょうどこの図面に出ているものですから、この、これ大きな階段、2階へ上がっていく階段なんですけど、この下に赤ちゃん休憩室というのを設けるんですが、その横の辺にこの分厚い壁の中にそういったコーナーを設けて、来館者に広く見ていただけるような形で展示をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ここまでで質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 申しわけございません、施設整備に続きまして、この施設で取り組みます子育て支援を総合的にサポートするソフト的な取り組みについて、まだ検討過程ではございますけれども、簡単に説明だけさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

お手元の資料3-1の6ページからごらんをいただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、この拠点施設を中心として市の子育て支援を総合的にサポートする仕組みというものを現在考えております。冒頭にも申し上げましたけれども、5つの柱を打ち立てまして、それぞれ今検討を進めておるところでございます。

まず1つ目、マイナス10カ月から全ての親、子供、家庭を対象とする切れ目のない支援の仕組みをつくろうというものでございます。これは本市の指針として位置づけましたけれども、子育て支援の起点というのはお子さんがおなかに宿ったときであるということから、その時期から子育て家庭と子育て支援サービスをつないでいく体制を構築しようというものでございます。現在の状況から施策の方向性を整理しておりますけれども、妊娠から出産前後の時期、子育て家庭と行政のつながりがどうしても薄くなる時期、こういったときから市が積極的に全ての母子にかかわる仕組みをつくって、子育ての不安の軽減ですとか、孤立防止に努めることが求められておるといふふうに認識をしております。さらには、全ての母親を対象とした担当保健師といった制度を設けることで、身近な相談窓口の設定を進めるという

ことを考えております。

主な取り組みといたしましては母子保健推進、これは助産師の方になりますけれども、そういった方による希望者への産前訪問を実施すること。さらにはわかりやすい情報発信として、かにかっ子ナビの導入を行っております。さらに、地域でさまざまに行われております子育て支援の場合、保健師が出向いて母子の状況を把握したり、悩みを聞いたりといったことへの取り組みを進める。それから全ての母親を対象とした担当保健師制、私があなたの担当保健師ですというものを位置づけていくと、そういった仕組みの構築というものを考えております。

これが1つ目でございます。

それから2つ目でございます。

2つ目につきましては、詳細を参事のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 2につきましては、この内容に沿って触れさせていただきませんが、少しここに記載はしておりませんが、若干この課題に関する経過に触れさせていただきます。

この切れ目のない支援の課題は、平成26年度から取り組んできておりますマイナス10カ月からの子育て支援の施策のつなぐ支援の中の一つである問題の早期発見・切れ目のない支援への対応に当たります。

その対応策として、適切な支援をコーディネートする仕組みづくりを進めることを位置づけておりましたので、ホームページにもこの資料でござらんいただいているかと思いますが、ここに示させていただきます、平成26年度、平成27年度において関係課と連携し、準備を進めてきたところでございます。

この検討の結果、6ページの(2)子供の発達に不安を抱えた親・子供・家庭へのアプローチとして専門官を配置した担当部署、（仮称）可児市こども発達支援室、以下支援室と省略させていただきますが、これを創設しまして、そこの部署は子育て拠点内にて稼働するというのを予定しています。

この取り組み内容は、新設部署での取り組みとなりますし、来年度以降の組織の見直し案とも関連します。また、具体的業務内容はさらに詳細を詰めていく案の段階ではございますけれども、2階に設定する相談室の活用とも関係しますので、この機会に御報告させていただきます。

この支援室は、開館1年前の平成29年度から業務を開始する予定で、つなぐ支援の重要な施策の柱となるものと考えております。

それでは、取り組む業務の内容でございますが、9ページ、10ページの資料をもとに御説明申し上げます。

9ページをまずござらんください。

これは平成29年度以降の連携体制案の図でございます。

図の説明とともに、今までの経過説明も加えながら現在の子供の発達支援に関連する施策の関係を御説明します。

図の黄色で塗った枠内が、一部見直しを含め、支援室で重点的に取り組む施策案となっております。

上から3つ目の箱でございますが、これは平成28年度の時点の課名になりますけれども、年齢に沿って、発達支援に限らず関連施策に取り組んでいる課を記載しております。そして、左端の乳児健診から右に、年代ごとに対応している発達支援の施策について記しています。以前から取り組まれ、今後も続けていく事業も含まれております。この流れの中での課題を平成26年度に整理したわけでございます。

その課題を具体的に申し上げますと、それぞれの機関が各種の支援を展開しているが、早期に発見した支援をつないでいくこと、また成長に伴って子供のステージが変わる節目に切れ目ができないよう努力しているが、不十分ではないのかに関連する課題であったわけでございます。

こういった課題に早期に対応していかなければならないとしまして準備を進めまして、こども発達支援室の役割として図の赤丸1、それから赤丸2の時期を重点的に取り組むことを予定いたしました。

赤丸1、この時期は早期支援開始の時期でございます。特性があらわれ始める時期で、それは保護者からの相談を初めに受ける時期でもあり、また気づいていない保護者には働きかけを始める時期でございます。

そして赤丸2の時期ですが、これは就学に向け、つなぐ支援をきちんと押さえるといった時期でございます。

これらの取り組みには、図の青色の枠内の施策とは特につながり、支援を進めていこうと予定するものです。

次に、10ページをごらんください。

今までに御説明した内容をまとめたものとなります。

可児市こども発達支援室が目指すもの（案）でございます。

設置の目的でございます。

発達障がいがある子供たちの自立と、家族が安心して子育てに取り組むことができるよう子供の特性理解と支援方法の発見を援助し、家族や園、学校等の取り組みを支援する。こういった目的を持って進めてまいります。

内容でございます。

専門職員の配置イメージでございます。

臨床心理士は2名、教員1名、幼児期の特別支援にたけたコーディネーターができるスタッフ、そういった職員を配置しまして、先ほどの1の時期にまず取り組む具体的な内容は、乳幼児の発達相談体制の強化でございます。この相談は受けて終わりとしないうで、保護者に子供への接し方の理解を深めていただくための事後教室も想定して進める予定でございます。

次、先ほどの赤丸2の時期でございます。2の時期は待つ相談だけでなく、支援室から出かけていく専門家チームによる巡回の形で園と学校との連携を図る予定でございます。

事業項目Aとしまして、巡回、園訪問、相談。以前からも希望される園にはこども発達支援センターくれよんの支援員による支援を年間20件から30件程度行っておりましたが、さらに教育研究所との連携をより強化して臨む体制を準備しております。

事業項目Bとして、巡回学校訪問、相談。①②に記載してございますように、小学校1年生巡回から始めていく案を持っておりますけれども、③にありますように学校ごとの実情に沿った方法についてさらに詳細を詰めていく予定でございます。

設置場所は、先ほど申しあげましたように拠点の2階、事務室はその2階の事務室スペースでございます。

設置年度は、平成29年度にスタッフをほぼそろえて一部業務開始を予定しながら、平成30年度より拠点にて本格的に業務を開始したいということを計画いたしております。以上でございます。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） それでは済みません、また6ページに戻っていただけますでしょうか。

柱の3番でございます(3)拠点施設と地域の子育て支援が連携する仕組みを構築するというものでございます。地域で子育て支援をやっていただいているボランティアの方とか、NPOの方、さらにはそういった施設と拠点の連携体制を構築するということですね。

まずはそういった支援の場を利用される方に情報をきちんと提供していく体制、さらにはそういった活動を行っている方々への情報提供、それから活動者の交流とか情報交換、知識やスキル取得の研修の場を提供していくということ。それから支援を行う方々、施設に対して企画・立案・実施といった各側面から情報を提供して支援をしていきたいというような方向性を考えております。

7ページのほうへ入りまして、主な取り組みとしましては、現在動いてみえるさまざまな支援団体、それから施設といったところの情報を収集して、整理して皆さんに提供をしていくということ。さらには、そういった団体とか施設の連携調整、それから活動者の研修を担っていくリーダー的な市民の育成といったものを進めていきたいというふうに考えております。

それから4つ目の柱でございますけれども、市民ボランティアの方が子育て支援にかかわる仕組みでございます。

専門的なスキルを備えた市民ボランティアの育成と、拠点施設で活動していただける市民団体、ボランティアのコーディネート、それから支援をする体制を整備していきたいというふうに考えております。

方向性といたしましては、まずは拠点施設内に市民活動ルームを配置いたしまして、支援活動に取り組む市民団体等の拠点として活用してもらいたいというふうに考えております。さらには専門知識ですとかスキル、能力を備えたボランティアを登録する制度をつくること

が求められているということ、それから継続的な活動を担保するためにも中核的な人材を育てる必要があるということでございます。

主な取り組みといたしましては、昨年度補正予算をいただいて立ち上げたものですが、可児市子育てピアサポーター制度を設立いたしました。さらに継続して、今年度以降もピアサポーターの募集、さらには中核的な人材の育成に取り組みたいというふうに考えております。それから拠点施設におけるピアサポーターなどの市民ボランティアの活動の仕組み、これは例えばここで行われるイベントの調整とか、相互協力といった連携と活動の仕組みといったものも構築したいなあとというふうに考えております。

それから5つ目でございます。多様な市民の交流によるきずなづくりの仕組みでございます。

市民誰もが気軽に訪れて、生き生きと交流できる心のこもったおもてなし、飽きない仕掛けといったものが必要ではないかというふうに考えております。児童センターですとか親子サロン、健康スタジオ、そういったさまざまな機能を連携することで、高齢者と子供、子育て世代がこの施設内で触れ合う機会というものを日常的につくり出して、さらには外へ発信をしていくということ。それから、一度来ていただいた方がリピーターとして使ってもらえるように、ソフト面でもハード面でも非常にホスピタリティーというものを、心のこもった対応といったものを確立していくことが必要であろうと。それから、来ていただける方がここへ来て、勉強になったとか、おもしろかった、楽しかったといった子育て世代を中心とするさまざまな市民を飽きさせない管理運営上の仕掛けですとか、イベントといったものを継続的に提供していくことが求められているだろうと。さらには、そういったことのために、ここに入りますさまざまな運営事業者、こういった人たちとの連携、協働する体制というものを構築する必要があるであろうというふうに考えております。

主な取り組みといたしましては、カフェ・レストランですとか健康スタジオ、そういった商業機能を担う民間事業者の公募と選定を進めていくということ。さらにはピアサポーターですとか、今申し上げました事業者といった方々全てが参加をして、施設の管理運営、さらにはにぎわいづくりの仕掛け、効果的な発信、そのための連携体制を構築するということ。それから平成30年の春に開館なんですけれども、それに向けた事業調整ですとか、職員のホスピタリティー研修といったことも実施する必要があるだろうと考えております。さらには市民が親しみを感じる、また職員も働きやすい、そういった事務室空間というものをつくり上げる必要があるだろうというふうに考えております。

5つの柱については以上でございます。

さらに1ページはねていただきまして、8ページでございますけれども、この拠点施設のシンボルマークというものを設定いたしました。

これは、真ん中に3体のキャラクターを配置したデザインになっておるんですけれども、楽しく子育てをする親子ですとか、子育てを支援する地域・ボランティアのつながり、さらには市内の各地から施設を訪れて交流してにぎわう市民、そうした施設を中心に繰り広げら

れますさまざまな交わりやつながりを、このオレンジ色の3体のキャラクターが表現をしておると意味を込めております。そして、このキャラクターに囲まれた部分を「K」という文字が、ローマ字のKという文字が読み取っていただけないかなあと思うんですけど、このKが、子育て・健康・交流という施設の3つのコンセプトの頭文字である「K」をあらわした、ちょっと遊び心もあるデザインということで、シンボルマークとして考えてみました。

このマークに使っている色でございますけれども、2色とも日本の伝統色でございます、本市の財産であります美濃桃山陶を代表する志野の、緋色に通じる「おうにしょく」と読むんですけど、これはオレンジ色なんですけど、これが黄丹色、それからバックの色は志野の釉色に通じる鳥の子色というんですけども、この2色を採用しておると。このオレンジ色につきましては上る朝日をイメージしておりまして、可児市の将来を担う子供たちの活力とエネルギーというものを生き生きとあらわしているということから、シンボルマークとして設定をしたところでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ここまでの説明について質疑ございませんか。

○委員（田原理香君） この駅前拠点が目指しているものというのは、本当によくわかりました。

ただ、これから要はいかに大勢の人がここに来られるかということが一番大事だと思います。

そういう中で、若い方々、子育てとかいろんな、どういうものを求めているかという、もっとそういう声みたいなものは今後、例えば集めて準備委員会だったり、またはそういう方がいらっしゃるところに声を聞きに行くとかという具体的な、今後、準備委員会を立ち上げるとか、何かそんなことはどのように考えてみえるでしょうか。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） まさに子育て世代の方々、若い方がこちらに何を求めるかということにつきましては、この設計の前段となります企画設計書の策定段階のときでもワークショップ、ヒアリング、アンケートといったものを重ねてまいりました。さらに基本設計に入りましてもワークショップ等を経て、十分聞き取ってきたつもりではおるんですけども、今後この施設の管理運営の仕組みをつくっていくこととなります。それに当たっては、やはりそういった子育て世代の方々の意見を聞くこともしていきたいと。さらにはにぎわいにつながるような部分でさまざまな取り組みを進められる方の意見というものは聞いていく必要があると考えております。

具体的に、じゃあ準備委員会を立ち上げるのかということになりますと、まだそこまでのことは決定しておりません。

○委員（富田牧子君） 先ほどのところで聞き漏らしたので、7ページなんですけど、商業機能のところ、あとカフェ・レストランと何と言われましたっけね。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 商業機能等ということですのでカフェ・レストラン、それから健康スタジオ、クッキングスタジオ、それからアンテナショップといったところは、運営事業者を選定していきたいというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） カフェ・レストランはわかりますよ。アンテナショップもわかる。しかし、クッキングスタジオと健康スタジオって初めからそんなふうな意味合いでここに入っておりましたか。

私は、健康スタジオは違うと思っていたんですけど、今商業機能だと言われたのでとてもびっくりしたんですけど。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 健康スタジオもクッキングスタジオも、当初の企画設計の段階から、民間事業者のさまざまな柔軟なアイデアといったものを取り入れて、活発にここがなるように進めていくということは考えておりました。

○委員（富田牧子君） 考えておりましたじゃなくて、いつ言われましたかね。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） 企画設計書のほうに盛り込んでおります。

平成26年11月に企画設計書を策定しておりますので、その説明を委員会でさせていただいたときには説明をさせていただいておるといふふうに考えております。

○委員（富田牧子君） それはそういうことなので、私が聞き漏らしておったということですね。

もう1つ、私が心配しているのは、またボランティアがすごく出てきて、このボランティアに大変に期待をしているというか、そういうふうなことですけれど、本当にこういうことがうまくいくのかということをとっても心配しています。

というのは、やはり今どこでも福祉の分野でボランティアがなかなか集まらないし、キッズクラブのところでも集まらないしというか、ボランティア任せでお願いするということ自体が間違いじゃないかというふうに思うものですから、きちっとした臨時の職員の人とか、またパートの人とか、そういう本当に責任を持ってやれる人にやっていただくというところで、雇用の形態はいろいろありますのであれですけど、ボランティア、ボランティアといってボランティアに何でもかんでも押しつけて、いろいろ担ってもらおうというのは間違いじゃないかと思しますので、ここのところをもう少し考えて、十分に考えていただいて、それができたらなあというふうに思っておりますけど。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） ボランティアに何でもかんでも任せるとか、押しつけるとか、そういったものではございません。行政だけで子育て支援というのを展開していくというのは非常に難しい時代になっておりまして、非常に前向きに、積極的に取り組んでみえるボランティアの方々が非常にたくさんお見えです。そういった方々の活躍の場というものをこの拠点を中心に展開していくというものでございまして、決して無理のない範囲で、できる中でお力を発揮していただくと。

行政のパートナーとして一緒に可児市全体で子育て支援をやっていくんだということを考えておりますので、決してそういった押しつけるとかいうことではございません。

○委員（田原理香君） アイデアとして聞いていただければいいですが、最近若い子育て世代のお母さん方とちょっとお話する機会がありまして、例えば梅干しづくりとかがありまして、自分たちはなかなかそういった昔からのという、本当にちゃんとおじいちゃん、おばあ

ちゃん、お母さんから聞いておいたほうがいいなということをなかなか知る機会がないと。インターネットであっても、なかなかそれがわからないと。そういった昔からの、昔からじゃないかもしれんけど、そういう知恵をこういうところで、子供を預けながらここで教えてもらうということがあるといいなあと。

それからあと徹底的に、とにかく普通児童センターへ行ったり、地域の中で普通、なかなかそこに行ってしまうがちなんですけれど、どうしてここに行くかということ、例えばここへ行けばもう子育てのことは何でもわかると。絵本だってあるし、とにかくここに行けば、子供のことだったら、赤ちゃんのことだったら、もう徹底的にここなんだという引き寄せ方が欲しいなあと。

例えば子供のおやつ、自分がつくる親子のおそろいのお洋服とか、それから子供のおもちゃづくりとか、何かそういったものがいろんな、もうわくわくするような企画がずうっとこの中で繰り広げられて、その中に子供のおもちゃに、さっきおっしゃった男の人たちのそういうおもちゃづくりの方のノウハウを教えてくださいとか、何か布でつくってくださるおもちゃを教えてくださいとか、そういうかかわり方の中で今おっしゃったようなことが展開されると、イメージとしてはこんなところかなあとということを考えました。以上です。

○**子育て拠点準備室長（肥田光久君）** まさに今田原委員がおっしゃった姿が、我々も駅前拠点で目指す姿でございますので、そういった切れ目のない仕掛けですとかイベントを楽しみ、それが子育て世代の方々の知識や知恵となって吸収されていく、そんな循環、取り組みがあそこでできていくように、これから取り組みを進めたいというふうに考えております。

○**委員（田原理香君）** ちょっとお聞きするだけで、もうどんどこどんどこ若いお母さん方からいろんなアイデアがあるんですね。

これから開始するまで、まだ日にち、時間がありますけれど、どンドン外へ行って、いろんなメニューとかアイデアとかをいろんな方々から、とにかくつくってつくってというふうに積み重ねがこれから期待したいなと思います。

○**副委員長（山田喜弘君）** 1点お尋ねしますけれども、巡回園訪問相談ということで、9ページのポンチ絵でも真ん中のところに重点対象、年中学年というふうに囲ってありますけれども、この意味についてちょっと説明をしていただきたいと。

○**健康福祉部参事（井上さよ子君）** 就学支援におきましては、年長学年時の11月の時期に就学時健康診断等がありまして、具体的な4月からの進路先といたしますか、そういった対応についての判断が進んでいくわけなんですけれども、それより前に、もしかすると行動的にいろんなコミュニケーションがうまくとれないとか、そういった発達障がいを疑うような不安がある要素につきましては、年長学年よりもっと早い3歳以降、4歳ぐらいまでの時期にはよりはっきりしてくる時期でございますので、全国的にも5歳児健診というような形では始まっておりますけれども、それにかわるようなイメージを持って、年長学年でぎりぎり始めるのではなくて、年中の学年で少しそういった年齢のときに、もう4月から1年生という迫った時期ではなくて、年中学年の少し余裕を持てるだろうという時期もありますし、発達

的に押さえたいという時期に近づいてきておりますので、そういった4、5歳に係られる年
中学年の時期にできるだけ重点的に各園のお子さんを見ることができると就学支援も順調に
始まるのではないかとというような要素を持ちまして、この対象時期を選んでおります。

○副委員長（山田喜弘君） 今、参事のほうから他市では5歳児健診をやっていますという話
で、可児市はしていないという、やらないと言っていましたけれども、過去、そういう意味
で4・5歳児の子供を5歳児健診にどの程度かわるかかわらんのですけれども、そこがさら
に発達段階で見えてくるという意味で、他市も5歳児健診を導入していますけれども、可児
市としては巡回訪問で取り組むということではないでしょうか。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 可児市において、例えば5歳児健診といった事業が有効
に動くかどうかについては、その検診の目的を考えたときには、今の条件ではうまくいかな
いのではないかとこの危惧を持っておりまして、5歳児健診ということのすぐの取り組みは
できないというふうに考えているんですけれども、それは見立てるドクターが必要です。そ
れはやっぱり児童精神科の医師がきちんと見立てないと、こういったデリケートな課題をき
ちんと診るには、その短い健診の時間できちんと診る児童精神科の医師が存在してくださ
り、そこを医療的にも次のフォロー時期としても受けとめていただけるような人材と社会資源、
そういったつながりがないことには、不安をかき立てるだけの健診になってしまいますので、
そういった意味合いのものよりも、同じような意味合いで、ただその児童精神科の医師では
ないですけれども、臨床心理士を中心とした先ほど申し上げた専門家のチームとして入らせ
ていただいて、問診やら相談内容ということで、順番に親の理解を高めていくというような
やり方で可児市の場合は進めたらどうかというふうに考えております。

○委員（田原理香君） 相談室が設けられておりますが、こういう課がまたぐことで全部こ
この相談室の中で完結できないということもちょっと危惧しているということもお聞きしまし
たが、その辺はいかがでしょうか。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 課がまたぐ部分の今の現状の課題に対応するために、今
も連携はしておりますけれども、そこを連携する課同士が同じ共有の意識を持って、そこを
スーパーバイザーがきちんと入りながら、つながり方も指導していくような、そういうつな
がるための課題に対応する発達支援室ということで組み立てていこうと思っております。

○副委員長（山田喜弘君） 先ほどの民間事業者の公募の選定ですけれども、なかなかこれ
をつくる時に民間事業者は利益が出せないのでは心配があるみたいな話でしたけれども、例
えばこの商業機能は一括で公募するんですか。それとも機能別になんかというような考えな
んでしょうか。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） まだ検討しておりますけれども、一括で出すのか、ば
らばらに出して連携する提案を求めるのか、そこは今後慎重に検討していきたいというふう
に考えております。

○委員（田原理香君） このシンボルマークについてですが、言われるまでこれが「K」とい
うのがわかりませんでした。これは、シンボルマークとして決まりましたよという報告で

すね。

○子育て拠点準備室長（肥田光久君） これはデザイナーにデザインをしていただいたものでございまして、これで進めてまいりますという御報告でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（板津博之君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、報告事項3. 在宅医療・介護等地域資源マップについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 平成28年6月3日だったと思いますが、各委員のほうにボックスを通じて配付をさせていただきましたが、昨年度の事業で在宅医療・介護等地域資源マップというものを作成いたしました。

介護保険の地域支援事業の中で、在宅医療の推進と介護との連携ということは今後進めていきなさいということが言われております。もちろん、市としましても在宅医療が今以上に地域の中に浸透していくといたしますか、可児市の中で展開されていくことを望んでおるところでございます。

在宅医療の推進につきましては、現在、可児医師会にお願いしまして検討する部会設置をお願いいたしました。ことしの5月に第1回目の会議を行いました。そんな中で少しずつではありますが、話し合いの機会をつくっていきたいというところを進めておるところでございます。

今回のマップにつきましては、昨年度の事業として医師会、歯科医師会等に協力を依頼しまして、情報の提供をいただきまして作成をいたしました。

この使い方としましては、とりあえず、とりあえずという言い方はないですが、医療機関、ケアマネジャー、介護事業所等の関係者が情報をすぐ見やすいようにということでの趣旨でございます。ただ、今後、これは物ができればいいというものではないというふうに思っておりますので、先ほども申し上げましたような医療関係者等との協議の中で、これをどう活用していくといいのかといったところも話し合いをしていきたいなあというふうに思っております。

市民の方に対しましては、ホームページをこの1カ月ぐらいの間に整備しまして、この内容を、一部カットする部分が出てくるかもしれませんが、ホームページのほうへ掲載をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

それでは、執行部の方は御退席いただいて結構です。大変お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○委員長（板津博之君） それでは会議を再開いたします。

協議事項1．議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

5月の議会報告会において意見交換の際にいただいた市民からの意見の中で、教育福祉委員会に振り分けられたものを資料として配付させていただいております。

これらの意見について、その取り扱いを協議したいと思います。

そうしましたら、これらの中で取り上げたほうがいいと思われるものがありましたら、二重丸以外のものでも結構ですので、それぞれ委員の方で発言していただきますようお願いいたします。

ございませんか。

二重丸がついたものでいきますと家庭教育、それから介護保険、学校、あとキッズクラブと、それから給食費ということになりますけれども、いかがでしょうか。

これが次期の委員会にも引き継ぎなり、申し送りという形にもなるかと思っておりますので、余り多く出す必要はないかなと思っておりますが、これは必要であろうというものがあれば、御意見をいただきますようお願いいたします。

○委員（富田牧子君） これらはそれぞれの会場でそれぞれお答えになったと思うんだよね、参加している議員が。例えば家庭教育だって別に議会でやることではないし、二重丸はついておりますけど、一つも答えることはできませんよね。先送りしたって、次の委員会に送ったって困るでしょう。学校給食を無料にしてくれとか、そういう話って。

御意見というのはわかるけど、そういう御意見がありましたということはわかりますけど、あえてここで何かお答えしなきゃいけないとか、そういうことでしょうか。

あえて言うなら、キッズクラブでいろいろ聞いて、なるべく皆さんの希望にかなうように、いろいろ委員会としても努力をしていますというぐらいの話しかないですよ。

そんなことはないですか。

○委員（川上文浩君） 僕も似たような意見なんですけど、それぞれ取り上げて委員会の中で協議していくという内容のものであるのならば意味合いがあるんでしょうけれども、そうでなければちょっと、もう少し、今までどおりに子育て支援については今度は拠点施設を含めた中で新たな構築をしていく。キッズクラブについては今待機が出ているのをどう解消していくかと、指導員不足をどうクリアしていくかということ注視していくということと、地域包括支援がスムーズにいくための在宅医療、在宅看護とか、介護の部分をしっかりチェックしていくという方向しかないんじゃないかなあというような気がしています。

それを多分委員会として取り上げていくのであれば、個人的な意見なんですけれども、予算、それから決算時に重点事業シートが出ておりますので、あの内容はきっちりと今後の展

望まで書かれてありますので、そういったところを所管部分の分を取り上げて、評価を与えていくというようなことは、今後意味があるのかなというふうには思っています。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

その他、ございませんでしょうか。

○委員（田原理香君） 私も同意見です。

個人的に地域包括ケアシステムにおいては、今可見市が具体的に協議組織をつくって集めてやっておられるところをちょっと注意して見ていくとか、情報を常に入れながら、それをちょっと見ていく、検討していくということも一緒にできたらなあぐらいはお願いしたいと思います。

○委員長（板津博之君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、先ほど川上委員のほうから出されました意見をそのまま、ほぼ採用させていただこうかなあとと思いますけれども、当委員会としては今後、キッズクラブについては待機児童が出ないように、例えば指導員だとかそういった施設についてしっかりと執行部のほうに対応していくように注視していくとか、それから地域包括ケアシステムにおきましては在宅介護がしっかりと体制的に整っていくようなことを注視していくというようなところでよろしかったでしょうか。また、予算決算の重点事業シートに書いてある部分についても、しっかり委員会として注視していくと、このようなところでよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、あとは正・副委員長のほうで今お聞きした御意見を取りまとめさせていただいて、当委員会として次の委員会に送るということで、正・副委員長のほうでお任せいただくということで異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、この件に関しましてはそれで進めさせていただきたいと思います。

次に協議事項2. 次期議会への引き継ぎについてを議題といたします。

これにつきましては、議会基本条例の第11条第3項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行いたいと思います。

引き継ぎ事項については、参考までに皆さんのお手元に前回の教育福祉委員会からの引き継ぎ事項が5項目あるんですが、これを一応お手元のほうに配付をさせていただいております。

一応読み上げさせていただきますと、1つ目として、現在継続して行っている各種団体との懇談会を引き続き行くと。

2つ目として、若葉台でのモデル事業を初めとする市内の地域包括ケアシステムや、駅前拠点施設の進捗状況の把握とチェック。

3つ目として、指定管理が平成28年3月末日で期限切れとなる業者への視察など。

4つ目といたしましては、子ども・子育て新制度導入後の幼保・学校への視察や、困窮者

支援制度などにおける社会福祉協議会への視察など。

5つ目として、新制度等の導入時には勉強会を開催し委員の制度の理解を深め、審査に生かすということだったんですけれども、私も委員長としてちょっとなかなか、これら5つのことについて、全てをなかなかできなかったというのがあって大変申しわけないんですが、基本的にこれを、今期の委員会できなかつたということも踏まえて、これらの5つを引き継ぎ事項としてまた次の委員会へ送るということもやむを得ないのかなあというふうには思っておるんですが、また皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員（富田牧子君） そんな先送りはやめて、先ほど2つ課題が出ましたよね、これのお答えの関係で。だから、そこら辺を今度重点的にやっていただいたらどうかというふうに思うので、これはこれでもう終わりにしておけばいいと思うんですよ。もう終わったやつもあるし。無理にそういうことをやることはないと思うから、今出てきた中で次のときにこれを見ておってくださいねという希望を出したらどうでしょうか。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

○委員（川上文浩君） 先ほどとほとんど同じ意見なんですけど、先ほどの議会報告会から出た意見の中でも言いましたけれども、やっぱり一番注視すべきものは多額の予算を使ってやる駅前拠点施設、これは注視して、きょう新たにソフトメニュー、ソフトの部分が出てきたのでそういった部分とか、今後どのような方法をとってそれを展開していくのかということ注視していくということは当然であろうと思いますし、先ほど出た意見の中から委員会として、所管事務の中で今できていない部分をしっかりと見て行ってやっていただいて、市内の視察ですとか、懇談をどんどん重ねていただければいいんじゃないかなあと思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

○副委員長（山田喜弘君） それで今、議会としては議会改革として他市からの視察を大変受け入れていて、そういう意味で、今川上委員の言われました本来の常任委員会としての市内の視察、それと今課題を上げたところの先進地の視察等を含めて、次回の委員会等では、やはり年間スケジュールを決めて活動や取り組みをしていってはどうかということをはどうかなあというふうに思っております。

視察の受け入れは受け入れで、議会として当然やっていきますけれども、常任委員会としては、今言った課題を定例会から定例会の間でしっかりと、年間いつに何をやっていくんだみたいなことを次の常任委員会が始まったときから委員の皆さんで検討してもらって、例えば今の状況で言うと議会報告会もありますので、そういう意味で、例えば他市への視察に行けるのなら、1月の中ごろから2月の中旬ぐらいにはその前までに研究しておいて行くとか、そういう意味の年間スケジュールを決められたらどうかなあというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、当委員会といたしましては、先ほど議会報告会から出された意見で取り

上げるべき項目といたしまして駅前拠点の施設、これはソフト面についての件ですけれども、それを1点目としまして、キッズクラブについても待機児童の件、それから指導員、施設の確保、こういったことですね、これが2点目。

3点目としては、地域包括ケアシステム構築の中で在宅医療・在宅介護についてしっかりと注視をしていくと、この3点を次の委員会でもしっかりと取り上げていただくと。

それに当たっては、もちろん先進地の視察等、これを年間スケジュールをしっかりと当初でスケジュールを組んでいただいて、その中で活動をしていっていただくということを引き継ぎ事項としたいというふうに思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、それを当委員会として次の教育委員会の引き継ぎ事項とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

その他、何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時14分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月22日

可児市教育福祉委員会委員長